

奈良県告示第三百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、
県営土地改良事業（県営ほ場整備事業田原東地区水間一工区）の換地計画を定めたので、
同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、当該換地計画書の写
しを次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 縦覧期間

平成二十六年二月三日から同月二十四日まで

二 縦覧場所

奈良市役所